

横浜市地球温暖化対策計画書制度の 改正について

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局
脱炭素計画推進課 計画書制度担当

目次

1 はじめに

- (1)地球温暖化対策計画書制度の概要
- (2)計画書制度改正の背景
 - ア 国及び横浜市の主な動き
 - イ 横浜市域の温室効果ガス排出量
 - ウ 計画書制度対象事業者の二酸化炭素排出量の推移
- (3)計画書制度の改正

2 各改正項目について

- (1)改正省エネ法への対応
- (2)評価項目の見直し
- (3)評価基準の見直し
- (4)制度対象事業者の計画年度の統一

3 具体的な評価基準について

- (1)排出量削減率(基準年度比)
- (2)省エネ(エネルギー消費原単位)
- (3)再エネ等
- (4)次世代自動車(EV、PHV、FCV)及びハイブリッド自動車(HV)の導入状況
- (5)基本対策
- (6)重点対策

4 計画書及び報告書の提出について

【参考】 新たな重点対策について

目次

1 はじめに

- (1)地球温暖化対策計画書制度の概要
- (2)計画書制度改正の背景
 - ア 国及び横浜市の主な動き
 - イ 横浜市域の温室効果ガス排出量
 - ウ 計画書制度対象事業者の二酸化炭素排出量の推移
- (3)計画書制度の改正

2 各改正項目について

- (1)改正省エネ法への対応
- (2)評価項目の見直し
- (3)評価基準の見直し
- (4)制度対象事業者の計画年度の統一

3 具体的な評価基準について

- (1)排出量削減率(基準年度比)
- (2)省エネ(エネルギー消費原単位)
- (3)再エネ等
- (4)次世代自動車(EV、PHV、FCV)及びハイブリッド自動車(HV)の導入状況
- (5)基本対策
- (6)重点対策

4 計画書及び報告書の提出について

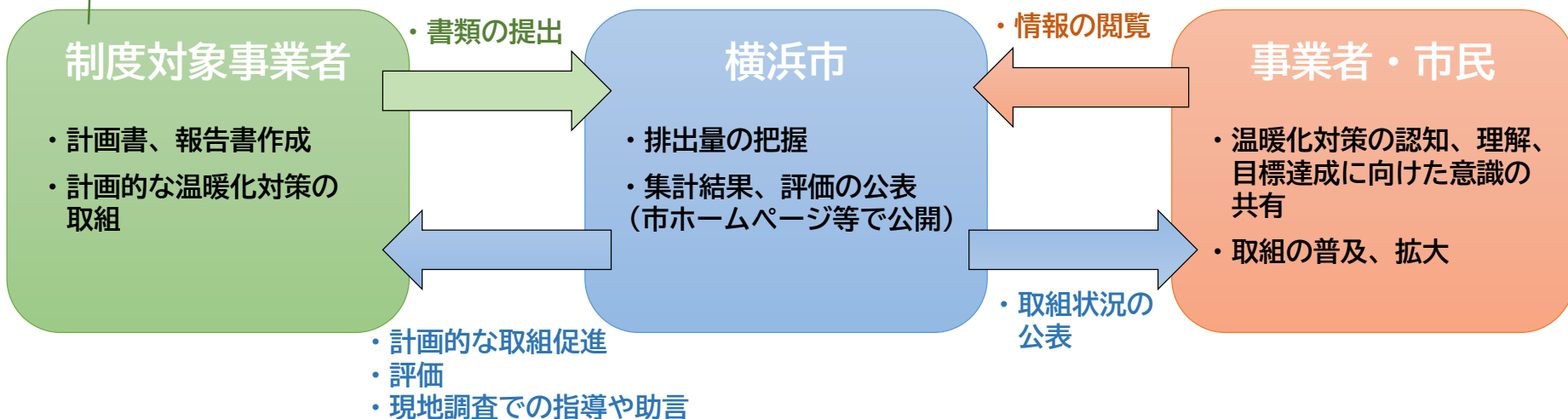
【参考】 新たな重点対策について

1 はじめに

(1)地球温暖化対策計画書制度の概要

市内で一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対して、**地球温暖化対策計画の作成・公表、実施状況の報告を求める制度**(根拠:横浜市生活環境の保全等に関する条例)

- ①市内事業所における原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上となる事業者
- ②使用の本拠が市内にある自動車が100台以上の事業者



計画書制度の目的

- 大規模排出事業者の**温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を計画的に進めていただくこと。**

1 はじめに

(2)計画書制度改正の背景

ア 国及び横浜市の主な動き

	国の主な動き	横浜市の主な動き
2020 (令和2) 年度	➤ 2050年カーボンニュートラルの実現宣言	➤ ゼロカーボン市区町村協議会の設立
2021 (令和3) 年度	➤ 第6次エネルギー基本計画の策定、地球温暖化対策計画の改定 (2030年度削減目標: 2013年度比46%減)	➤ 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例の制定 ➤ 2030年度温室効果ガス排出削減目標として 2013年度比50%減を表明
2022 (令和4) 年度	➤ 脱炭素先行地域の選定開始	➤ みなとみらい21地区が脱炭素先行地域(第1回)に選定 ➤ 横浜市地球温暖化対策実行計画改定
2023 (令和5) 年度	➤ GX推進法の成立	➤ 6年度予算案における公共施設の脱炭素化(太陽光発電、区庁舎LED)に係る目標の前倒し
2024 (令和6) 年度	➤ 第7次エネルギー基本計画の策定、地球温暖化対策計画の改定 (2035年度目標:2013年度比60%減 2040年度目標:2013年度比73%減)	➤ 7年度予算案における全ての公共施設のLED化に係る目標の前倒し

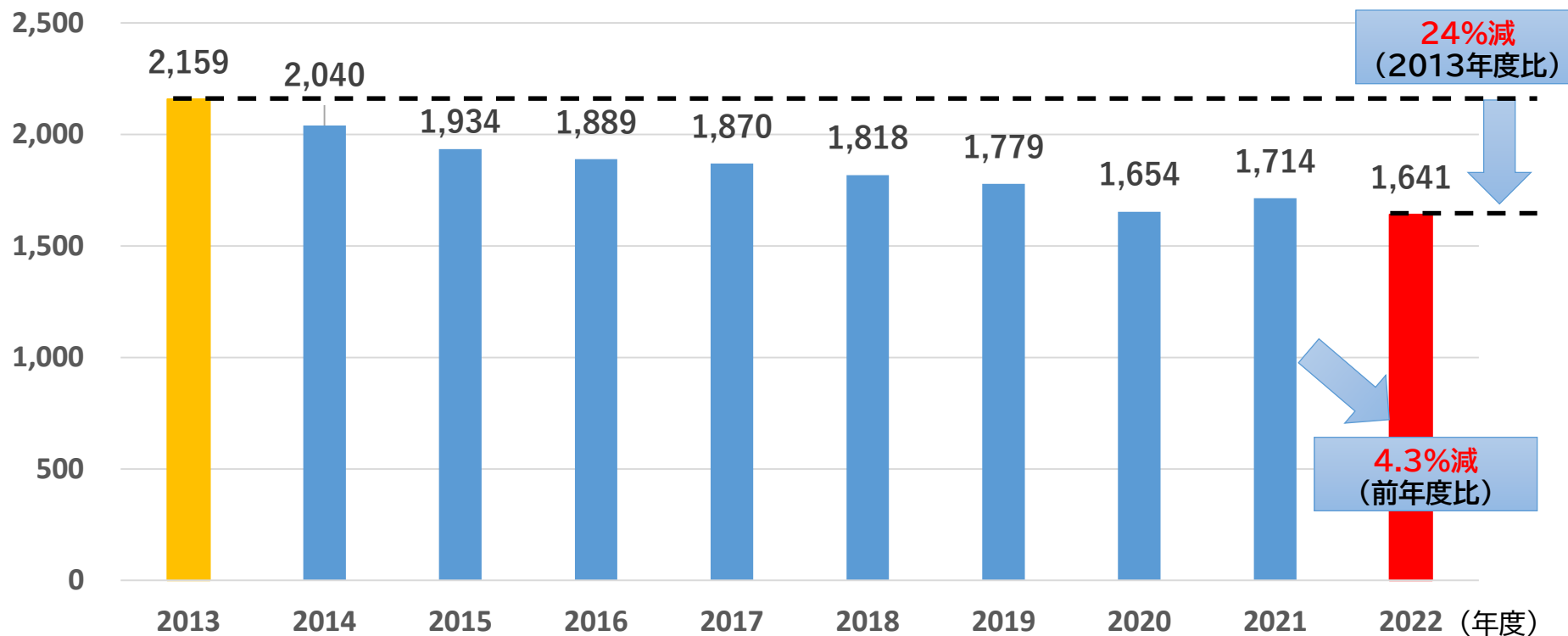
1 はじめに

(2)計画書制度改正の背景

イ 横浜市域の温室効果ガス排出量

2022年度の横浜市域の温室効果ガス排出量(速報値)は1,641万t-CO₂で、前年度比で4.3%の減少、基準年度である2013年度比では24%の減少となり、2013年度以降で過去最少

温室効果ガス排出量
(万t-CO₂)



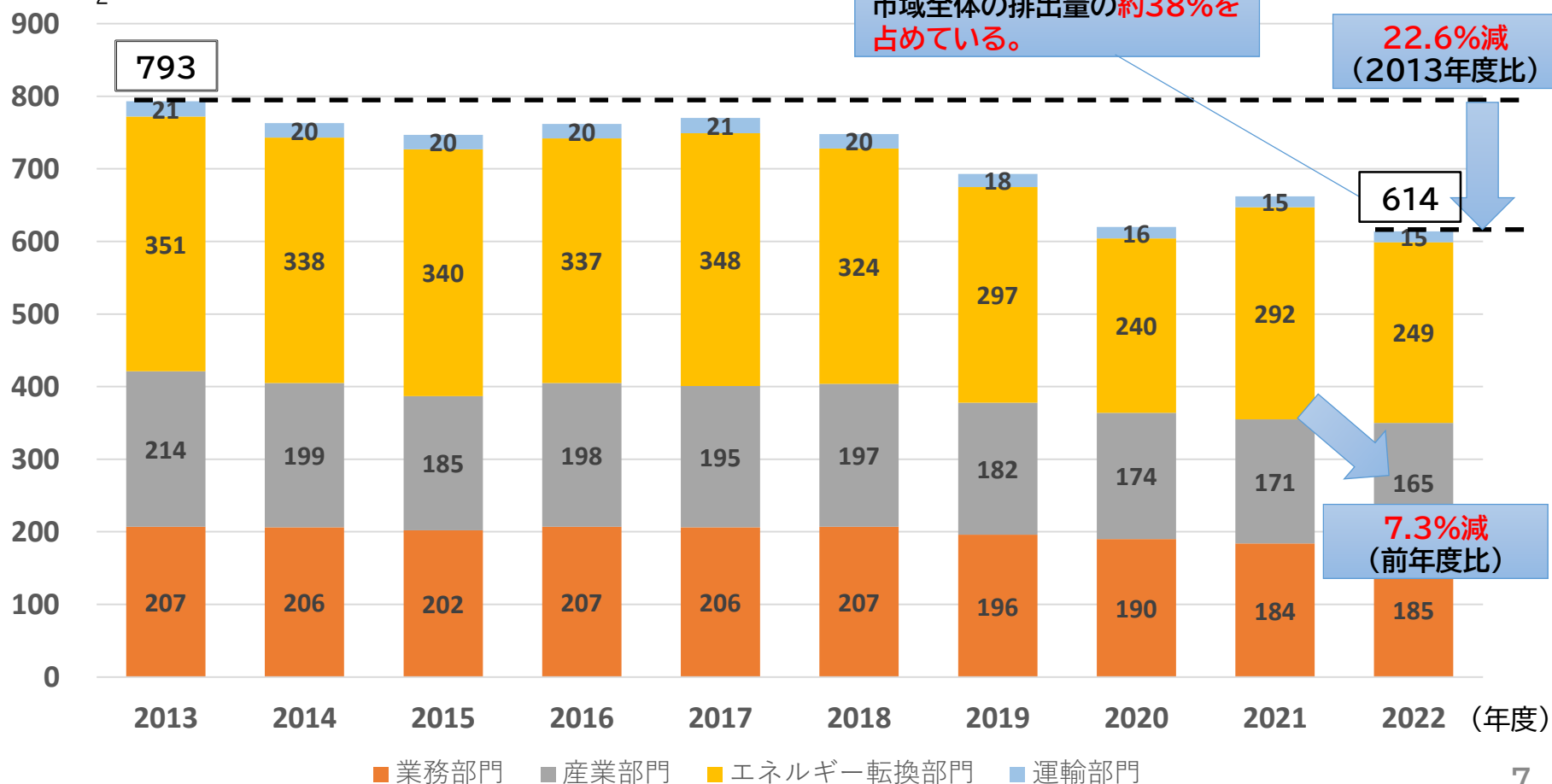
1 はじめに

(2)計画書制度改正の背景

ウ 計画書制度対象事業者の二酸化炭素排出量の推移

提出のあった報告書から集計した二酸化炭素基礎排出量実績(2022年度)は約614万t-CO₂であり、
前年度比で7.3%の削減、2013年度比では22.6%の削減

二酸化炭素排出量
(万t-CO₂)



1 はじめに

(3)計画書制度の改正

○大規模排出事業者の取組促進

- ・2030年度のハーフカーボン、2050年度のゼロカーボンの達成のため、**市内総排出量の約4割を占める**制度対象事業者の取組が不可欠
- ・事業者の取組が進んだことで、既存の重点対策の事業者実施率が**80%以上**
- ・事業者の**省エネ、再エネのさらなる推進**(取組段階に応じてきめ細かく評価)
- ・脱炭素経営の推進やサプライチェーン排出量の算定等、**大規模排出事業者に求められる役割の変化**

○省エネ法改正

- ・エネルギーの定義が**非化石エネルギーまで拡大**

○県計画書制度への対応

- ・2025年度からの**新たな県計画書制度との整合性**



**目標達成のために計画書
制度の見直しの実施**

温室効果ガス削減目標
2030年度「2013年度比50%削減」
2050年までの脱炭素化の実現

目次

1 はじめに

- (1)地球温暖化対策計画書制度の概要
- (2)計画書制度改正の背景
 - ア 国及び横浜市の主な動き
 - イ 横浜市域の温室効果ガス排出量
 - ウ 計画書制度対象事業者の二酸化炭素排出量の推移
- (3)計画書制度の改正

2 各改正項目について

- (1)改正省エネ法への対応
- (2)評価項目の見直し
- (3)評価基準の見直し
- (4)制度対象事業者の計画年度の統一

3 具体的な評価基準について

- (1)排出量削減率(基準年度比)
- (2)省エネ(エネルギー消費原単位)
- (3)再エネ等
- (4)次世代自動車(EV、PHV、FCV)及びハイブリッド自動車(HV)の導入状況
- (5)基本対策
- (6)重点対策

4 計画書及び報告書の提出について

【参考】 新たな重点対策について

2 各改正項目について

改正項目	改正内容
(1)改正省エネ法への対応	○エネルギーの定義を 非化石エネルギーまで拡大
(2)評価項目の見直し	○エネルギー消費原単位、使用電力に係る再生可能エネルギー等導入割合を評価項目として追加 ○既存の市重点対策項目の変更 ○部門別の評価を導入
(3)評価基準の見直し	○評価項目の変更に合わせて 評価基準を変更
(4)制度対象事業者の計画年度の統一	○全事業者の計画期間を 2025年度～2027年度の3年間に統一

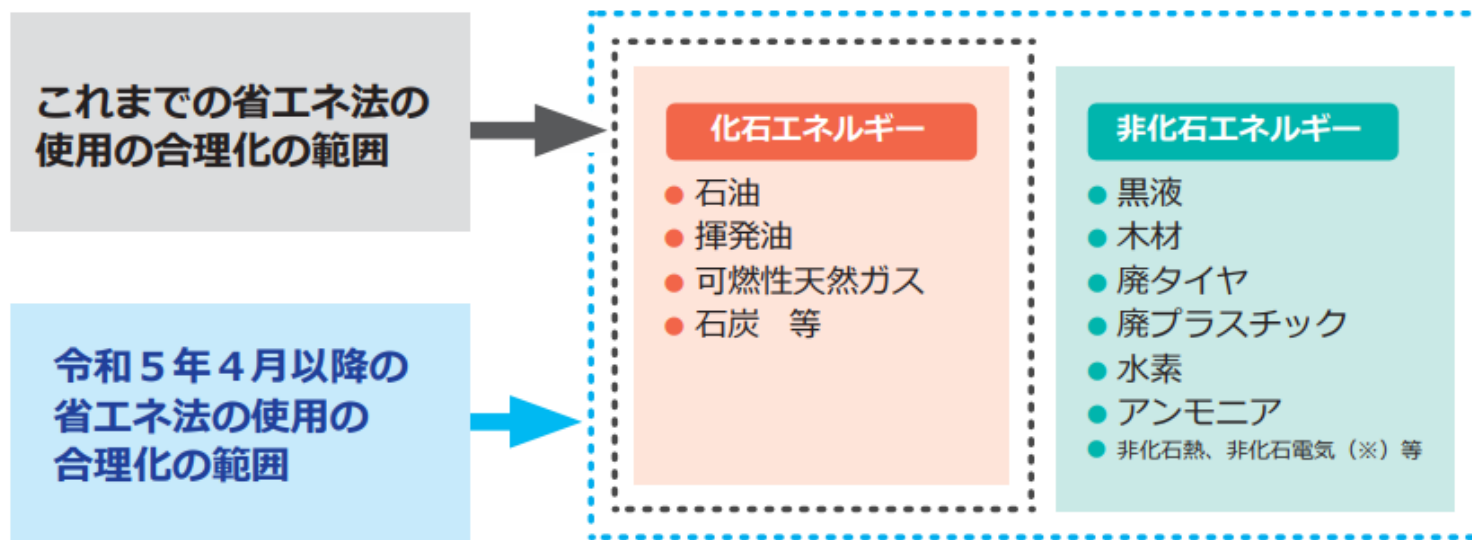
2 各改正項目について

(1)改正省エネ法への対応

- ・令和5年(2023年)4月に改正省エネ法が施行(非化石エネルギーも**報告対象**)
- ↓
- ・市計画書制度では非化石エネルギーは**報告対象外**(2024年度分実績報告まで)
- ↓

令和7年度(2025年度)～⇒改正省エネ法にあわせて、非化石エネルギーも報告対象

【参考1】非化石エネルギー



※太陽熱、太陽光発電電気など

資源エネルギー庁「省エネ法の手引き」より

2 各改正項目について

【参考2】二酸化炭素排出量算定表（1号、2号用）エネルギー使用量入力表（横浜市新様式）

エネルギーの種類		単位	横浜市内 合計	1							
				原油換算500kl エネルギー係数 (※寄与度の合計から 単位の種類別に列を変えて 使用量合計を入力してください)							
非化石燃料	黒液	t	0								
	木材	t	0								
	木質廃材	t	0								
	バイオエタノール	kL	0								
	バイオディーゼル	kL	0								
	バイオガス	千m ³	0								
	その他バイオマス	t	0								
	RDF	t	0								
	RPF	t	0								
	廃タイヤ	t	0								
	廃プラスチック(一般廃棄物)	t	0								
	廃プラスチック(産業廃棄物)	t	0								
	廃油	kL	0								
	廃棄物ガス	千m ³	0								
	混合廃材	t	0								
	水素	t	0								
	アンモニア	t	0								
	その他 非化石燃料	GJ	0								
小計		-									

⇒現状の化石燃料に加え、
非化石燃料欄を追加

2 各改正項目について

その他電気事業者名		基礎	調整後	(残渣) 基礎	(残渣) 調整後					
オフサイト型PPA						千kWh	0			
自己託送_非燃料由来の非化石電気						千kWh	0			
						千kWh	0			
						千kWh	0			
						千kWh	0			
自家発電	太陽光					千kWh	0			
	風力					千kWh	0			
	地熱					千kWh	0			
	水力					千kWh	0			
	その他非燃料由来の非化石					千kWh	0			
	その他の燃料(化石)					千kWh	0			
	その他の燃料(非化石)					千kWh	0			
	その他の熱(化石)					千kWh	0			
	その他の熱(非化石)					千kWh	0			

⇒ 自己託送分等の欄を追加

その他の種類を記入
してください。

⇒ 自家発電分の欄を追加

2 各改正項目について

【参考3】二酸化炭素排出量算定表（3号用）エネルギー使用量入力表（横浜市新様式）

2 2024年度に走行した車両の走行距離

注意: 2024年度中に減車(廃止)した車両(走行あり)を含みます。

燃料の種類	走行台数 (台/年)	走行距離 (km/年) (a)	燃料補給量 (/年) (b)	燃費 (km/) (a÷b)
ガソリン			L	km/L
軽油			L	km/L
天然ガス			m ³	km/m ³
LPG			L	km/L
水素			t	km/t
バイオエタノール			L	km/L
バイオディーゼル			L	km/L

⇒ バイオエタノール、
バイオディーゼルを追加

2 各改正項目について

(2) 評価項目の見直し

・これまでの定性的な評価から、可能な限り定量的な評価を導入

計画書 評価項目	市現行制度	改正後
	・削減目標の設定状況	・削減目標の設定状況
		・基本対策の実施状況及び計画
	・重点対策の実施状況及び計画	・重点対策の実施状況及び計画※

報告書 評価項目	市現行制度	改正後
	・削減目標の達成状況	・排出量削減率
		・エネルギー消費原単位の改善率
	・再生可能エネルギー利用設備の稼働状況	・使用電力に係る再生可能エネルギー等導入割合
	・次世代自動車の導入状況	・次世代自動車(EV、PHV、FCV)及びハイブリッド自動車(HV)の導入状況
		・基本対策の実施状況
	・重点対策の実施状況	・重点対策の実施状況※
	・自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況	
	・その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況	

※今回、新たに設定した8項目

2 各改正項目について

- ・これまでは1号、2号該当事業者及び3号該当事業者での評価や全事業者一律の評価を行っていたところを、**部門別の評価を導入**

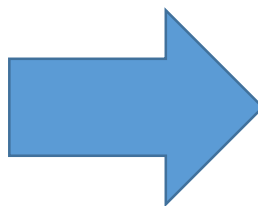
部門		判断基準
第1号及び 第2号該当事業者	業務部門	産業部門、エネルギー転換部門に該当しない事業者
	産業部門	市内における主たる業種が、統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件(令和5年総務省告示第256号)に定める 大分類A(農業、林業)からE(製造業)までに該当する事業者 (ただし、エネルギー転換部門に該当する事業者は除く)
	エネルギー転換部門	エネルギー源(原油、LNG等)をより使いやすい形態(ガソリン、都市ガス、電気等)に転換する工程であり、発電、石油精製、コークス類製造、都市ガスの自家消費などに分類される 電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者
第3号 該当事業者	運輸部門	事業者が事業に使用する自動車のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数が100台以上となる事業者

2 各改正項目について

- ・現行制度の重点対策について、改正後は「基本対策」として継続的に評価を実施

現行制度 **重点対策**

対象	番号	名称
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備
	2	エネルギー使用量の把握
	3	事務用機器の管理
	4	受変電設備の力率の管理
	5	照明設備の管理
	6	空調設備の管理
	7	空調用冷凍機の管理
	8	換気設備の管理
	9	フィルターの清掃
	10	ボイラーの管理
	11	蒸気配管等の管理
	12	燃焼設備の空気比管理
	13	ポンプ、ファン、ブロワー及びコンプレッサの負荷に応じた運転管理
第3号該当事業者	14	推進体制の整備
	15	自動車の適正な使用管理
	16	エネルギー使用量等に関するデータの管理
	17	エコドライブ推進体制の整備
	18	自動車の適正な維持管理



改正後 **基本対策**

対象	番号	名称
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備
	2	エネルギー使用量の把握
	3	事務用機器の管理
	4	受変電設備の力率の管理
	5	照明設備の管理
	6	空調設備の管理
	7	空調用冷凍機の管理
	8	換気設備の管理
	9	フィルターの清掃
	10	ボイラーの管理
	11	蒸気配管等の管理
	12	燃焼設備の空気比管理
	13	ポンプ、ファン、ブロワー及びコンプレッサの負荷に応じた運転管理
第3号該当事業者	1	推進体制の整備
	2	自動車の適正な使用管理
	3	エネルギー使用量等に関するデータの管理
	4	エコドライブ推進体制の整備
	5	自動車の適正な維持管理

2 各改正項目について

【参考1】横浜市新様式での記載(計画書抜粋 第1号、第2号該当事業者)

5の1 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等(第1号及び第2号該当事業者)

	特定温室効果ガス排出量		エネルギー消費原単位	再生可能エネルギー等電源比率
	基 礎	調 整 後		
基 準 年 度 (2024 年度)	t-CO ₂	t-CO ₂	kl/	%
目 標 年 度 (2027 年度)	t-CO ₂	t-CO ₂	kl/	%
削 減 率	%	%	%	

中長期目標	○ 有 ○ 無		
目標内容	年度	年度	
	%削減	%削減	
	年度比	年度比	

⇒エネルギー消費原単位、再生可能エネルギー等電源比率(1, 2号のみ)欄を追加
⇒原単位、目標設定の考え方についての記載欄を削除

⇒中長期目標欄を追加

2 各改正項目について

【参考2】横浜市新様式での記載(計画書抜粋 第3号該当事業者)

⇒エネルギー消費原単位欄を追加
⇒原単位、目標設定の考え方についての記載欄を削除

5の2 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等（第3号該当事業者）

		特定温室効果ガス排出量		エネルギー消費原単位
		基 礎	調 整 後	
基 準 年 度 (2024 年度)		t-CO ₂	t-CO ₂	kl/
目 標 年 度 (2027 年度)		t-CO ₂	t-CO ₂	kl/
削 減 率		%	%	%

中長期目標	○ 有 ○ 無			
目標内容	年度	年度	年度	年度
	%削減	%削減	%削減	%削減
	年度比	年度比	年度比	年度比

⇒中長期目標欄を追加

2 各改正項目について

【参考3】横浜市新様式での記載(報告書抜粋 第1号、第2号該当事業者)

4の1 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況(第1号及び第2号該当事業者)

		特定温室効果ガス排出量		削減率	エネルギー消費原単位		再生可能エネルギー等電源比率
基準年度 (2024年度)	基礎	t-CO ₂			kl/		%
	調整後						
目 (	⇒エネルギー消費原単位、再生可能エネルギー等電源比率(1, 2号のみ)欄を追加 ⇒原単位、目標設定の考え方についての記載欄を削除			%	kl/		%
				%	削減率	%	
第一年度 (2025年度)	基礎	t-CO ₂		%	kl/		%
	調整後	t-CO ₂		%	削減率	%	
第二年度 (2026年度)	基礎	t-CO ₂		%	kl/		%
	調整後	t-CO ₂		%	削減率	%	
第三年度 (2027年度)	基礎	t-CO ₂		%	kl/		%
	調整後	t-CO ₂		%	削減率	%	
実施年度の振り返り (2025年度)	事業活動量	☐ 増 ☐ ほぼ変動なし ☐ 減					
	自由記述欄	⇒達成状況、省エネ取組の選					

⇒エネルギー消費原単位、再生可能エネルギー等電源比率(1, 2号のみ)欄を追加
⇒原単位、目標設定の考え方についての記載欄を削除

⇒達成状況、省エネ取組の選択欄を削除

2 各改正項目について

【参考4】横浜市新様式での記載(報告書抜粋 第3号該当事業者)

4の2 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況(第3号該当事業者)

		特定温室効果ガス排出量		削 減 率	エネルギー消費原単位	
基 準 年 度 (2024 年度)	基 礎	t-CO ₂			kl/	
	調整後	t-CO ₂				
目 標 年 度 (2027 年度)	基 礎	t-CO ₂		%	kl/	
	調整後			%	削 減 率	%
第 一 年 度 (2025 年度)				%	kl/	
				%	削 減 率	%
第 二 年 度 (2026 年度)	基 礎	t-CO ₂		%	kl/	
	調整後	t-CO ₂		%	削 減 率	%
第 三 年 度 (2027 年度)	基 礎	t-CO ₂		%	kl/	
	調整後	t-CO ₂		%	削 減 率	%
実施年度の振り返り (2025 年度)	事業活動量	☐ 増 ☐ ほぼ変動無し ☐ 減				
	自由記述欄					

⇒エネルギー消費原単位欄を追加
⇒原単位、目標設定の考え方についての記載欄を削除

⇒達成状況、省エネ取組の選択欄を削除

⇒エネルギー消費原単位欄を追加
⇒原単位、目標設定の考え方についての記載欄を削除

⇒達成状況、省エネ取組の選択欄を削除

2 各改正項目について

【参考5】横浜市新様式での記載(計画書抜粋)

8 次世代自動車（EV、PHV、FCV）及びハイブリッド自動車（HV）の導入状況及び計画

計画期間での導入予定		○ 有 ○ 無			
次世代自動車の種別	電気自動車	プラグイン ハイブリッド 自動車	燃料電池自動車	ハイブリッド 自動車	合計
現保有台数	緑地に白文字のナンバー				
導入計画 期間で の台数	事業用				
	自家用				
	軽自動車				

白地に緑文字のナンバー

⇒ハイブリッド自動車、軽自動車欄を追加

2 各改正項目について

【参考6】横浜市新様式での記載(報告書抜粋)

7 次世代自動車 (EV、PHV、FCV) 及びハイブリッド自動車 (HV) の導入状況

種別		電気自動車	プラグイン ハイブリッド自動車	燃料電池自動車	ハイブリッド自動車	合計	保有割合 (第3号該当事業者)
保有 台数	事業用						%
	自家用						
	軽自動車						
	合計						

緑地に白文字のナンバー

白地に緑文字のナンバー

⇒ハイブリッド自動車、軽自動車欄を追加

⇒保有割合欄を追加

2 各改正項目について

【参考7】横浜市新様式での記載(計画書抜粋)

現行

9の1 **重点対策**の実施状況及び計画(第1号及び第2号該当事業者)(その1)

重点対策	対策の内容	対象設備	対策状況及び計画(計画期間内)		備考
			①管理基準等の設定状況	②実施状況	
1 推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。		☐ 整備済 ☐ 取組予定有 ☐ 取組予定無 ☐ 非該当	☐ 実施済 ☐ 取組予定有 ☐ 取組予定無 ☐ 非該当	
2 エネルギー使用量の把握	① エネルギー種類別(電力、ガス、蒸気、圧縮空気等)の使用量の記録、保管等についての管理基準を設定している。 ② ①の情報を元に、現状把握、過去との比較検証を実施している。		☐ 設定済 ☐ 取組予定有 ☐ 取組予定無 ☐ 非該当	☐ 実施済 ☐ 取組予定有 ☐ 取組予定無 ☐ 非該当	

改正後

9の1 **基本対策**の実施状況及び計画(第1号及び第2号該当事業者)

基本対策	対象設備	実施状況及び計画(計画期間内)				
1 推進体制の整備		実施済	一部実施済	実施予定有	実施予定無	非該当
2 エネルギー使用量の把握		実施済	一部実施済	実施予定有	実施予定無	非該当

⇒記載を簡素化

2 各改正項目について

【参考8】横浜市新様式での記載(報告書抜粋)

現行

8の1 **重点対策**の実施状況（第1号及び第2号該当事業者）（その1）

重点対策	対策の内容	対象設備	対策状況		備考
			①管理基準等の設定状況	②実施状況	
1 推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。		☐ 整備済 ☐ 一部整備済 ☐ 未整備 ☐ 非該当	☐ 実施済 ☐ 一部実施済 ☐ 未実施 ☐ 非該当	
2 エネルギー使用量の把握	① エネルギー種類別（電力、ガス、蒸気、圧縮空気等）の使用量の記録、保管等についての管理基準を設定している。 ② ①の情報を元に、現状把握、過去との比較検証を実施している。		☐ 設定済 ☐ 一部設定済 ☐ 未設定 ☐ 非該当	☐ 実施済 ☐ 一部実施済 ☐ 未実施 ☐ 非該当	

⇒記載を簡素化

改正後

8の1 **基本対策**の実施状況（第1号及び第2号該当事業者）

基本対策	対象設備	実施状況			
1 推進体制の整備		実施済	一部実施済	未実施	非該当
2 エネルギー使用量の把握		実施済	一部実施済	未実施	非該当

2 各改正項目について

【参考9】横浜市新様式での記載(報告書抜粋)

9 地球温暖化を防止する対策の取組事例

番号	対策分類	具体的な取り組み事例
1	省エネ (運用)	⇒これまでの「自主的な温室効果ガス削減対策の実施状況」を廃止し、より具体的な取組事例を記載する方式に変更 対策分類 省エネ(運用)、省エネ(設備)、廃棄物、フロン、森林整備、環境配慮製品・サービス、社内環境研修、地域貢献、その他
2	省エネ (設備)	
3	社内環境 研修	
4	地域貢献	

2 各改正項目について

・社会情勢の変化に伴う、脱炭素経営の推進やサプライチェーン排出量の削減計画の策定等、中長期的な対策を**新たな「重点対策」**として設定
(【参考】新たな重点対策について 参照)

対象	番号	名称
第1号、第2号及び第3号該当事業者	1	脱炭素経営に関する取組の実施
	2	サプライチェーン排出量の削減計画の策定
	3	脱炭素に向けた調達方針の策定
	4	環境配慮製品・サービス等の開発・製造及び提供
	5	エネルギー消費効率の高い建築物の導入
	6	サステナブルファイナンスの実施
	7	LED照明の導入
該当事業者及び第1号及び第2号該当事業者	8	電力需給バランス調整への寄与

2 各改正項目について

⇒「1脱炭素経営に関する取組の実施」のみ対応しているものを選択
⇒2番目以降は基本対策と同様の選択式

【参考1】横浜市新様式での記載(計画書抜粋)

9の2 重点対策の実施状況及び計画(第1号及び第2号該当事業者)

重点対策	対策の内容	実施状況及び計画 (計画期間内)	備考
1 脱炭素経営に関する取組の実施	①SBT ②RE100 ③RE Action ④GXリーグへの参画 ⑤グリーン経営認証 ⑥その他横浜市が認めた脱炭素経営に関する取組 上記①から⑥のいずれかの取組に参画等している。	SBT RE100 RE Action GXリーグ グリーン経営認証 その他 実施予定有 実施予定無	
2 サプライチェーン排出量の削減計画の策定	①サプライチェーン排出量を算定している。 ②サプライチェーン排出量の削減目標を設定している。 ③サプライチェーン排出量の削減目標を達成するための施策を立案している。	実施済 一部実施済 実施予定有 実施予定無	
3 脱炭素に向けた調達方針の策定	①サプライヤーに対する調達方針を策定し、公表している。 ②サプライヤーに対する調達方針に沿って調達している。	実施済 一部実施済 実施予定有 実施予定無	

2 各改正項目について

【参考2】横浜市新様式での記載(報告書抜粋)

8の2 重点対策の実施状況(第1号及び第2号該当事業者)

⇒「1脱炭素経営に関する取組の実施」のみ対応しているものを選択
⇒2番目以降は基本対策と同様の選択式

重点対策		対策の内容	実施状況	備考
1	脱炭素経営に関する取組の実施	①SBT ②RE100 ③RE Action ④GXリーグへの参画 ⑤グリーン経営認証 ⑥その他横浜市が認めた脱炭素経営に関する取組 上記①から⑥のいずれかの取組に参画等している。	SBT RE100 RE Action GXリーグ グリーン経営認証 その他 未実施	
2	サプライチェーン排出量の削減計画の策定	①サプライチェーン排出量を算定している。 ②サプライチェーン排出量の削減目標を設定している。 ③サプライチェーン排出量の削減目標を達成するための施策を立案している。	実施済 一部実施済 未実施	
3	脱炭素に向けた調達方針の策定	①サプライヤーに対する調達方針を策定し、公表している。 ②サプライヤーに対する調達方針に沿って調達している。	実施済 一部実施済 未実施	

2 各改正項目について

(3) 評価基準の見直し

・評価項目の変更に合わせて評価基準を変更(基本的にA+、A、B、Cで評価)

(○:対象、－:対象外)

	評価項目	A評価基準	・産業部門 ・業務部門 ・エネルギー転換部門 (1、2号該当事業者)	・運輸部門 (3号該当事業者)
①排出量削減率	CO ₂ 排出量削減率 [基礎・調整後]	産業:4.7%、エネ転:2.0% 業務:8.0%、運輸:2.9%	○	○
②省エネ	エネルギー消費原単位の改善率	年1%以上改善	○	○
③再エネ等	使用電力に係る再生可能エネルギー等導入割合	一定基準以上か否か	○	－
④次世代自動車 (EV、PHV、FCV) 及びハイブリッド自動車(HV)の導入状況	EV・PHV・FCV・HV 保有台数及び保有割合	一定基準以上か否か	○	○
⑤基本対策	実施状況	項目の実施数で評価	○	○
⑥重点対策 (中長期取組)	実施状況	項目の実施数で評価	○	○

2 各改正項目について

- ・報告書の評価については、以下の表の通りに変更(2025年度分実績報告～)
- ・評価結果については、有識者の意見を聴いた上で評価を確定
- ・公表については、各評価項目において**評価結果がA+、Aとなった事業者**について、評価項目ごとに市ホームページにて公表

※2024年度分実績報告については、全事業者の評価を実施(旧基準を適用)

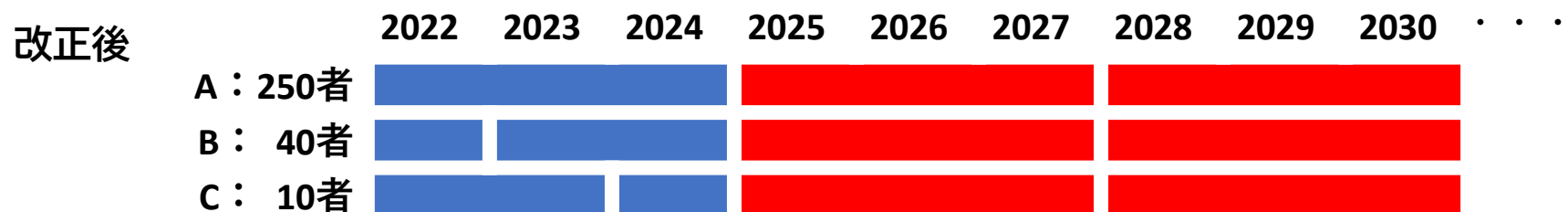
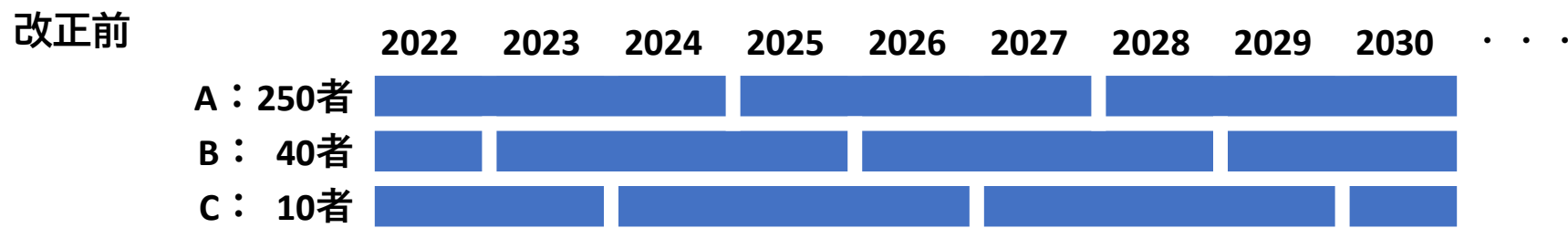
評価項目		評価	表彰
①排出量削減率	CO2排出量削減率 [基礎・調整後]	毎年度評価	計画期間の最終年度の報告において、相対的に多くの評価項目での評価が「A+」又は「A」となった事業者の中から表彰
②省エネ	エネルギー消費原単位の改善率		
③再エネ等	使用電力に係る再生可能エネルギー等導入割合		
④次世代自動車 (EV、PHV、FCV) 及びハイブリッド自動車(HV)の導入 状況	EV・PHV・FCV・HV 保有台数及び保有割合		
⑤基本対策	実施状況	計画期間の最終年度評価	
⑥重点対策 (中長期取組)	実施状況		

2 各改正項目について

(4)制度対象事業者の計画年度の統一

- ・B、Cグループの事業者については、2025年度からの3か年計画を作成
(既に作成済みの現行計画については、2025年3月31日で満了)

※令和6年度(2024年度)の実績報告については、改正前の計画に対する報告のため、従来の様式での報告を想定



計画期間の途中で対象になった者は、1 または 2 か年計画を作成、
次計画期間から 3 か年計画を作成する

目次

1 はじめに

- (1)地球温暖化対策計画書制度の概要
- (2)計画書制度改正の背景
 - ア 国及び横浜市の主な動き
 - イ 横浜市域の温室効果ガス排出量
 - ウ 計画書制度対象事業者の二酸化炭素排出量の推移
- (3)計画書制度の改正

2 各改正項目について

- (1)改正省エネ法への対応
- (2)評価項目の見直し
- (3)評価基準の見直し
- (4)制度対象事業者の計画年度の統一

3 具体的な評価基準について

- (1)排出量削減率(基準年度比)
- (2)省エネ(エネルギー消費原単位)
- (3)再エネ等
- (4)次世代自動車(EV、PHV、FCV)及びハイブリッド自動車(HV)の導入状況
- (5)基本対策
- (6)重点対策

4 計画書及び報告書の提出について

【参考】 新たな重点対策について

3 具体的な評価基準について

(1)排出量削減率(基準年度比)

- ・2030年度の市域全体での排出量の50%削減に向け、横浜市地球温暖化対策実行計画の各部門の2030年度の排出量目安を目標値として設定。
- ・部門ごとに、2022年度市域排出量から2030年度目標値までに必要な削減率を算出し、それを基に**年度ごとの定量基準(部門別)**を設定。
- ・基準の排出量については**残差等**を使用。

業務部門	産業部門	エネルギー転換部門	運輸部門
2030年度目標 2022年度比 49%削減	2030年度目標 2022年度比 32%削減	2030年度目標 2022年度比 15%削減	2030年度目標 2022年度比 21%削減
削減率(基準年度比): 1年目 8.0% 2年目 15.3% 3年目 22.1%	削減率(基準年度比): 1年目 4.7% 2年目 9.1% 3年目 13.4%	削減率(基準年度比): 1年目 2.0% 2年目 3.9% 3年目 5.9%	削減率(基準年度比): 1年目 2.9% 2年目 5.7% 3年目 8.5%

3 具体的な評価基準について

排出量削減率 評価基準

1年目評価	A+(150%)	A(100-150%)	B(0-100%)	C(0%未満)
業務部門	12.0%以上	8.0%以上	0%以上	0%未満
産業部門	7.0%以上	4.7%以上	0%以上	0%未満
工ネ転部門	3.0%以上	2.0%以上	0%以上	0%未満
運輸部門	4.4%以上	2.9%以上	0%以上	0%未満
2年目評価	A+(150%)	A(100-150%)	B(0-100%)	C(0%未満)
業務部門	23.0%以上	15.3%以上	0%以上	0%未満
産業部門	13.7%以上	9.1%以上	0%以上	0%未満
工ネ転部門	5.9%以上	3.9%以上	0%以上	0%未満
運輸部門	8.6%以上	5.7%以上	0%以上	0%未満
3年目評価	A+(150%)	A(100-150%)	B(0-100%)	C(0%未満)
業務部門	33.1%以上	22.1%以上	0%以上	0%未満
産業部門	20.0%以上	13.4%以上	0%以上	0%未満
工ネ転部門	8.8%以上	5.9%以上	0%以上	0%未満
運輸部門	12.7%以上	8.5%以上	0%以上	0%未満

計画書の評価については、3年目
評価基準を適用

3 具体的な評価基準について

(2)省エネ(エネルギー消費原単位)

エネルギー消費原単位の改善率(対前年度比)年1%を 定量基準(全部門一律)として設定し、その達成の有無に応じて評価

※省エネ法におけるエネルギー消費原単位の改善に関する努力規定(年平均1%以上)を参考に設定
 ※産業部門及び業務部門の指標(分母)は事業者が任意に設定し、運輸部門の指標は走行距離(km)とする。

エネルギー消費原単位の算出方法イメージ(省エネ法参照)

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{(A' - B - B')}{C}$$

- A : エネルギー使用量(燃料、熱、電気の使用量)
- A' : Aの非化石燃料に対して補正係数 0.8 を乗じて再計算した全エネルギー使用量
- B : 販売した副生エネルギー量
- B' : 購入した未利用熱量
- C : エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値
 (生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率 等)

エネルギー消費原単位 評価基準

評価	A+(150%)	A(100-150%)	B(0-100%)	C(0%未満)
全事業者	1.5%以上	1.0%以上	0%以上	0%未満

3 具体的な評価基準について

【参考】二酸化炭素排出量算定表（1号、2号用）エネルギー使用量入力表（横浜市新様式）

エネルギー消費原単位の指標	名 称					
	量(C)					
	単位(★)					
エネルギー消費原単位(kl/★)	(D)					
原油換算エネルギー使用量(非化石燃料に0.8を乗じた量)	(A)	kl				
販売した副生エネルギー	(B)	kl				
購入した未利用熱	(B')	kl				
販売した副生エネルギー1	原油(コンデンセートを除く。)					
販売した副生エネルギー2	A重油					
販売した副生エネルギー3	石油コークス					
購入した未利用熱						

⇒「販売した副生エネルギー」
エネルギー供給を主たる事業としていない工場等において、事業を行う際に発生した副生エネルギーのうち、他社に販売したものの。

販売した副生エネルギーの対象例：
・高炉ガス、転炉ガス、コークス炉ガスなどの副生ガス
・化石燃料の燃焼で発生させた余剰熱・副生熱・廃熱
・化石燃料の燃焼や廃熱から発生させた余剰電気

3 具体的な評価基準について

(3)再エネ等

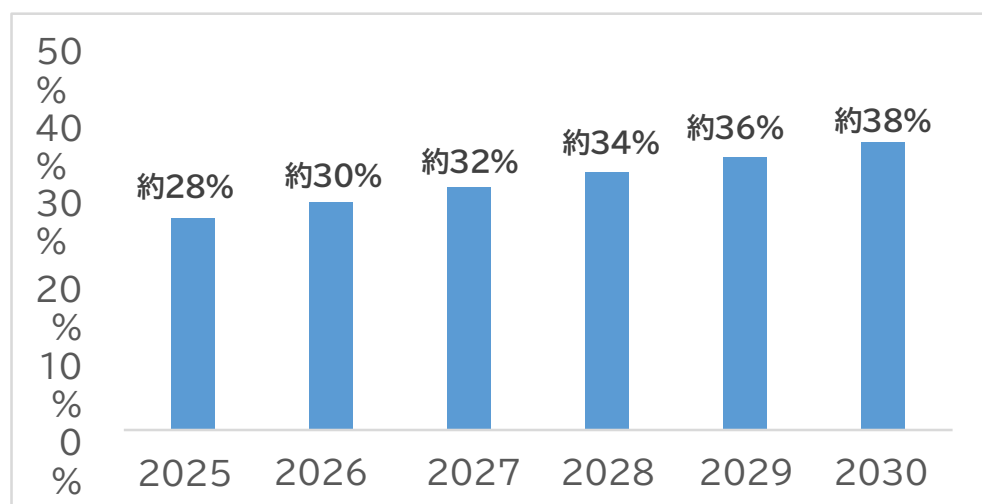
年度ごとの全ての事業所において使用する電力量に占める再エネ等電力量の割合を

定量基準として設定し、その**達成の有無**に応じて評価

※国の第6次エネルギー基本計画の2030年度電源構成における再エネ比率38%を参考に設定

使用電力の再エネ等割合の評価基準

取組内容
○自家消費型再生可能エネルギー等発電設備の導入
○再生可能エネルギー由来電力その他低炭素電気の利用
○グリーン電力証書、FIT非化石証書、非FIT非化石証書(再生可能エネルギーに由来する電力に係るものに限る。)又はJ-クレジット(再生可能エネルギーに由来する電力に係るものに限る。)の取得



再生可能エネルギー等導入割合 評価基準

評価		A+(150%)	A(100-150%)	B(0-100%)	C(0%)
第1号及び第2号該当事業者	2025年度	41.7%以上	27.8%以上	0%超	0%
	2026年度	44.9%以上	29.9%以上	0%超	0%
	2027年度	47.9%以上	31.9%以上	0%超	0%

3 具体的な評価基準について

【参考】二酸化炭素排出量算定表（1号、2号用）エネルギー使用量入力表（横浜市新様式）

⇒「再生可能エネルギー等電源由来の電気使用量」

- ・自家消費型再生可能エネルギー等発電設備の導入
- ・再生可能エネルギー由来電力その他低炭素電気（条例第146条の5で定める）の利用

再生可能エネルギー等電源由来の電源比率

電気使用量小計	(I)	千kWh			
再生可能エネルギー等電源由来の電気使用量	(J)	千kWh			
クレジット等の再エネ指定換算電気使用量	(K)	千kWh			
再生可能エネルギー等電源由来の電源比率	$(J) = (J + K) \div I$		%		

⇒「クレジット等の再エネ指定換算電気使用量」

- ・グリーン電力証書、FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定あり）、J-クレジット（再エネ電力由来）

3 具体的な評価基準について

(4)次世代自動車(EV、PHV、FCV)及び ハイブリッド自動車(HV)の導入状況

実行計画の指標となっている「次世代自動車(EV、PHV、FCV)及びハイブリッド自動車の普及割合」に掲げる**2030年度55%より設定**

第1、2号該当事業者については、**年度末保有台数で評価**

※横浜市内の事業所において、車を保有していない場合は評価しない。

第3号該当事業者は、**1台でも保有していればB評価とし、それ以上の評価については保有割合で評価**

評価基準(EV、PHV、FCV、HVの保有台数及び保有割合で評価)

第1、2号該当事業者 評価基準	A	B	C
毎年度	1台以上(HVを除く)	1台以上(HVを含む)	0台

第3号該当事業者 評価基準	A+(150%)	A(100-150%)	B(0-100%)	C(0%)
2025年度	49.5%以上	33.0%以上	1台以上	0台
2026年度	56.1%以上	37.4%以上	1台以上	0台
2027年度	62.7%以上	41.8%以上	1台以上	0台

3 具体的な評価基準について

(5)基本対策

エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策の中で特に重要な対策について、**定性基準(全部門一律)**を設定し、その**実施率**に応じて評価

基本対策 評価基準

計画書 評価基準	A	C	備考
全事業者	実施状況が全て実施済又は 計画期間内に実施予定有	Aを未達成	非該当項目は除く

報告書 評価基準	A	B	C	備考
全事業者	実施状況が 全て実施済の場合	実施状況の80%が 実施済みかつ残りが 一部実施済の場合	A、Bを未達成	非該当項目は除く

3 具体的な評価基準について

(6)重点対策

社会情勢の変化に伴う、脱炭素経営の推進やサプライチェーン排出量の算定等、中長期的な対策を新たな重点対策とし、**定性基準(全部門一律)**を設定し、その**実施済数**に応じて評価

重点対策 評価基準

計画書 評価基準		A+	A	B	C
第1号及び第2号 該当事業者	実施状況が実施済、一部実施済又は計画期間内に実施予定有となる項目数	5項目以上	4項目	3項目	Bの基準未満
第3号 該当事業者		4項目以上	3項目	2項目	Bの基準未満

報告書 評価基準		A+	A	B	C
第1号及び第2号 該当事業者	実施状況が実施済、一部実施済となる項目数	5項目以上	4項目	3項目	Bの基準未満
第3号 該当事業者		4項目以上	3項目	2項目	Bの基準未満

1 はじめに

- (1)地球温暖化対策計画書制度の概要
- (2)計画書制度改正の背景
 - ア 国及び横浜市の主な動き
 - イ 横浜市域の温室効果ガス排出量
 - ウ 計画書制度対象事業者の二酸化炭素排出量の推移
- (3)計画書制度の改正

2 各改正項目について

- (1)改正省エネ法への対応
- (2)評価項目の見直し
- (3)評価基準の見直し
- (4)制度対象事業者の計画年度の統一

3 具体的な評価基準について

- (1)排出量削減率(基準年度比)
- (2)省エネ(エネルギー消費原単位)
- (3)再エネ等
- (4)次世代自動車(EV、PHV、FCV)及びハイブリッド自動車(HV)の導入状況
- (5)基本対策
- (6)重点対策

4 計画書及び報告書の提出について

【参考】 新たな重点対策について

4 計画書及び報告書の提出について

(1) 2025年度の計画書及び報告書の提出

2025年度の計画書及び報告書の提出については、全ての事業者において、

ア 改正後の計画書(計画書【新】 **2025～2027年度の計画**)

イ 改正前の報告書(報告書【旧】 **2024年度の実績**)

No	計画開始 年度	提出書類		
		2024年度 提出	2025年度 提出	2026年度 提出
①	2022年度 計画開始	報告書【旧】	報告書【旧】	報告書【 新 】
			計画書【 新 】	
②	2023年度 計画開始	報告書【旧】	報告書【旧】	報告書【 新 】
			計画書【 新 】	
③	2024年度 計画開始	報告書【旧】	報告書【旧】	報告書【 新 】
		計画書【旧】	計画書【 新 】	

(2) 提出締切

① 2025年7月31日(木)

② **2025年9月30日(火)**

③ **2025年9月30日(火)**

制度改正により、当初の計画期間が短縮となった事業者
⇒ 提出期限を2か月延長

目次

1 はじめに

- (1)地球温暖化対策計画書制度の概要
- (2)計画書制度改正の背景
 - ア 国及び横浜市の主な動き
 - イ 横浜市域の温室効果ガス排出量
 - ウ 計画書制度対象事業者の二酸化炭素排出量の推移
- (3)計画書制度の改正

2 各改正項目について

- (1)改正省エネ法への対応
- (2)評価項目の見直し
- (3)評価基準の見直し
- (4)制度対象事業者の計画年度の統一

3 具体的な評価基準について

- (1)排出量削減率(基準年度比)
- (2)省エネ(エネルギー消費原単位)
- (3)再エネ等
- (4)次世代自動車(EV、PHV、FCV)及びハイブリッド自動車(HV)の導入状況
- (5)基本対策
- (6)重点対策

4 計画書及び報告書の提出について

【参考】 新たな重点対策について

【参考】 新たな重点対策について

対象	番号	名称	実施の判断基準
全事業者	1	脱炭素経営に関する取組の実施	①SBT、②RE100、③RE Action、④GXリーグへの参画、 ⑤グリーン経営認証、⑥その他横浜市が認めた脱炭素経営に関する取組 ※①から⑥のいずれかに参画等していること。
	2	サプライチェーン排出量の削減計画の策定	①サプライチェーン排出量を算定している。 ②サプライチェーン排出量の削減目標を設定している。 ③サプライチェーン排出量の削減目標を達成するための施策を立案している。 ※①から③の全てを実施していること。
	3	脱炭素に向けた調達方針の策定	①サプライヤーに対する調達方針を策定し、公表している。 ②サプライヤーに対する調達方針に沿って調達している。 ※①と②の両方を実施していること。
	4	環境配慮製品・サービス等の開発・製造及び提供	①地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品・サービス等の製造・提供等を行っている。 ② ①の製品・サービス等が地球温暖化対策に貢献できる二酸化炭素量を推計している。 ③地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品等を研究・開発する事業に参画している。 ※①と②の両方又は③を実施していること。
	5	エネルギー消費効率の高い建築物の導入	①ZEBに適合した建築物、またはZEBに準拠した建築物を保有している。 ②ZEBに適合した建築物、またはZEBに準拠した建築物にテナントとして入居している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。
	6	サステナブルファイナンスの実施	①サステナビリティ・リンク・ローン又はグリーンローンの融資を受けている。 ②サステナビリティ・リンク・ボンド又はグリーンボンドの債券を発行している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。
	7	LED照明の導入	①事業所に設置する照明器具をLED照明としている。 ※事業所に設置する照明器具の100%をLED照明としていること。
該当事業者 第1号及び 第2号	8	電力需給バランス調整への寄与	①小売電気事業者やアグリゲーターが提供するDR(デマンドリスポンス)に参加し、 DR対応を行った実績がある。 ②アグリゲーターが提供するVPP(Virtual Power Plant:仮想発電所)に参加している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。

番号	名称	対象事業者
1	脱炭素経営に関する取組の実施	全ての事業者
実施の判断基準	①SBT、②RE100、③RE Action、④GXリーグへの参画、⑤グリーン経営認証、⑥その他横浜市が認めた脱炭素経営に関する取組	
留意事項	・①から⑥のいずれかに参画等していること。 ・グリーン経営認証は、方針・目標等に温室効果ガス排出削減の中長期目標を設定していること。 ・⑥については、横浜市SDGs認証制度「Y-SDGs」(「気候変動(脱炭素)への取組」の目標を設定していること)と横浜市「脱炭素取組宣言制度」の両方に対応していること等を想定。 ・法令等による義務対象を除く。 ・親会社等の取組に自社が含まれている場合には、親会社等の取組でも可。	

OSBT

パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標のこと。持続可能な企業であることをステークホルダーに対して分かり易くアピールできる。

ORE100

事業を100%再エネ電力で賄うことを目標とする企業連合のこと。投資家からのESG投資の呼び込みや化石燃料によるリスク回避などがメリットとして挙げられている。

ORE Action

RE100と同じく再エネ100%を目指す日本独自の取組。RE100の参加要件の対象とならない日本企業や自治体等が参加可能。

OGXリーグ

カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業群が、GXを牽引する枠組み。自主的な排出量取引(GX-ETS)、新市場創造に向けて官と民でのルール形成などを行っている。なお、排出量取引制度については、2026年度から本格稼働となり、大企業の参加義務化や個社の削減目標の認証制度の創設を視野に法定化が国において検討されている。

○グリーン経営認証

環境保全を目的にした取り組みを行っている運輸事業者（トラック、バス、タクシー、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫）に対する認証制度。グリーン経営推進マニュアルに基づく事業者の環境改善の努力を客観的に証明し公表することにより、取り組み意欲の向上を図り、あわせて認証事業者に対する社会あるいは利用者の理解と協力を得て、運輸業界における環境負荷の低減につなげていくための制度。

○横浜市SDGs認証制度「Y-SDGs」

環境、社会、ガバナンス及び地域の4つの分野、30項目で評価を実施し、各評価項目における取組状況によって、3つの区分で横浜市において認証する制度。持続可能な経営・運営への転換、新たな顧客や取引先の拡大、さらには、投資家や金融機関がESG投資等の投融資判断への活用につなげることを目指すもの。

○横浜市「脱炭素取組宣言制度」

2050年カーボンニュートラルの達成に向けて脱炭素化に取り組むことを宣言することで、横浜市作成のPRツールの活用や市内中小企業向けの省エネ診断の受診や設備投資の補助制度を活用することができるようになる制度。

【取組例】

- ・親会社がSBT認定を取得しており、親会社のグループ会社である自社もSBT認定の範囲に含まれている。
- ・GXリーグに参画し、製品の製造プロセスにおけるエネルギー効率の向上とCO₂排出削減を目指している。
- ・燃費改善のためのエコドライブ教育の実施、低公害車の導入等により、CO₂排出量を削減し、グリーン経営認証を取得した。

【参考HPなど】

- ・SBT、RE100、RE Actionについて

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_04.html

(グリーンバリューチェーンプラットフォーム 環境省HP)

- ・GXリーグについて

<https://gx-league.go.jp/>

- ・グリーン経営認証

<https://www.green-m.jp/index.html>

- ・横浜市SDGs認証制度「Y-SDGs」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/futurecity/y-sdgs/ysdgs1.html>

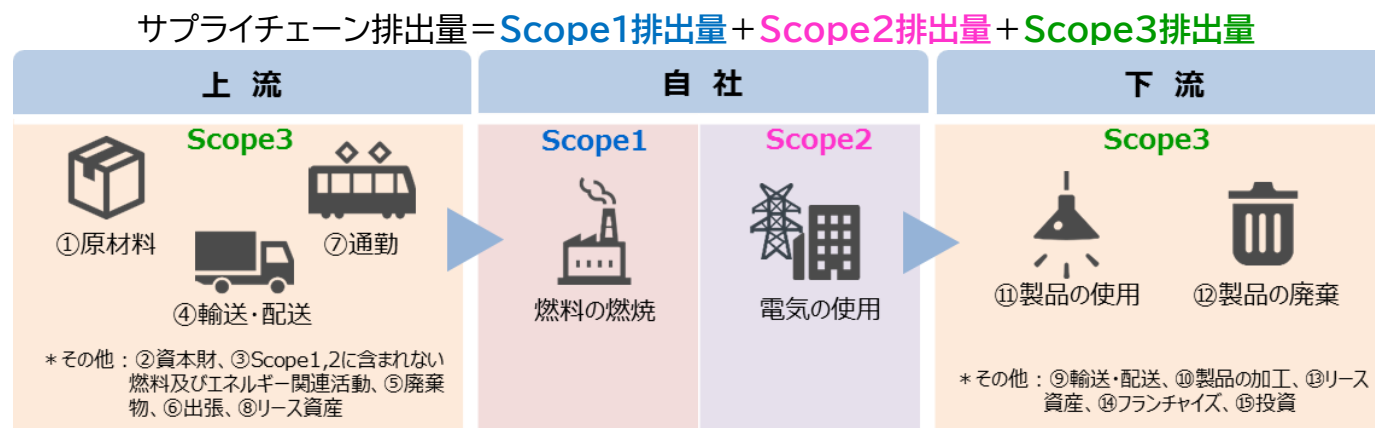
- ・横浜市「脱炭素取組宣言制度」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/decarbonization/datsutansosengen.html>

番号	名称	対象事業者
2	サプライチェーン排出量の削減計画の策定	全ての事業者
実施の判断基準	①サプライチェーン排出量を算定している。 ②サプライチェーン排出量の削減目標を設定している。 ③サプライチェーン排出量の削減目標を達成するための施策を立案している。	
留意事項	・①から③の全てを実施していること。 ・「削減計画」とは、削減目標及び目標を達成するための施策が示されたものであり、計画書としてまとめられたものでなくても可。 ・親会社等の取組に自社が含まれている場合には、親会社等の取組でも可。	

○サプライチェーン排出量

自社内における直接的な排出だけでなく、**自社事業に伴う間接的な排出も対象とし**、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す。原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量のこと。



Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

【取組例】

・自社の排出量であるScope1、Scope2排出量に加え、Scope3のカテゴリー1、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー9、カテゴリー11、カテゴリー12を対象に排出量の算定を行い、2030年までのサプライチェーン全体の排出量、削減目標を設定し、目標達成のための施策を立案、その施策を実行している。

【参考】Scope3の15のカテゴリ分類

Scope3カテゴリ		該当する活動(例)
1	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	資本財	生産設備の増設(複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上)
3	Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程(採掘、精製等) 調達している電力の上流工程(発電に使用する燃料の採掘、精製等)
4	輸送、配送(上流)	調達物流、横持物流、出荷物流(自社が荷主)
5	事業から出る廃棄物	廃棄物(有価のものは除く)の自社以外での輸送(※1)、処理
6	出張	従業員の出張
7	雇用者の通勤	従業員の通勤
8	リース資産(上流)	自社が賃借しているリース資産の稼働 (算定・報告・公表制度では、Scope1,2 に計上するため、該当なしのケースが大半)
9	輸送、配送(下流)	出荷輸送(自社が荷主の輸送以降)、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送(※2)、処理
13	リース資産(下流)	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1,2 に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
その他(任意)		従業員や消費者の日常生活

【参考HPなど】

・サプライチェーン排出量全般

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

(グリーンバリューチェーンプラットフォーム 環境省HP)

番号	名称	対象事業者
3	脱炭素に向けた調達方針の策定	全ての事業者
実施の 判断基準	①サプライヤーに対する調達方針を策定し、公表している。 ②サプライヤーに対する調達方針に沿って調達している。	
留意事項	・①と②の両方を実施していること。 ・親会社等の調達方針が自社にも適用されている場合には、親会社等の方針に沿って調達していることでも可。 ※サプライヤー⇒企業活動に必要な原材料や資材、サービスなどを供給する売り手のこと。 ※調達方針⇒企業が物品やサービスを調達する際の基本的な考え方や目指す方向を示すもの。例えば、欧州の自動車業界では、サプライヤーに対して100%再エネを使用した生産を義務化する、GHG排出量を契約の際の重要な基準とするなどの取組が行われている。	

【取組例】

- ・グループ会社の調達方針を策定、HPで公表し、すべてのサプライヤーに調達方針の遵守を求めている。
- ・主要なサプライヤーを対象とした調達方針の説明会を年に1回開催し、自社の調達方針や環境目標をサプライヤーと共有している。

【参考HPなど】

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/VC_guide.pdf
 (バリューチェーン全体の脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイド 環境省HP)

番号	名称	対象事業者
4	環境配慮製品・サービス等の開発・製造及び提供	全ての事業者
実施の 判断基準	①地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品・サービス等の製造・提供等を行っている。 ② ①の製品・サービス等が地球温暖化対策に貢献できる二酸化炭素量を推計している。 ③地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品等を研究・開発する事業に参画している。	
留意事項	・①と②の両方又は③を実施していること。 ・第3号該当事業者においては、輸送の効率化等の自社における排出量を削減する取組を含めても可。ただし、その取組が需要側の環境配慮サービス等の選択に寄与するものであること。 ※環境配慮製品・サービス等⇒そのライフサイクルの各段階(原材料調達、製造、使用、廃棄等)において、環境への負荷の低減に資する製品・サービス等のこと。(国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条の定義によるもの)	

【取組例】

- ・使用済みのペットボトルを再利用した衣料品を製造し、再利用によるCO₂削減量を表示して販売している。
- ・製品の設計段階で、製品のライフサイクル全般にわたって環境への影響を考慮した設計を行い、従来製品と比較した製造、使用、廃棄等時のCO₂削減量を推計している。
- ・タクシー利用者に対する脱炭素化の意識向上のために、利用者に対してEVタクシーを利用した時にEVでないタクシーと比較したCO₂削減量を表示するサービスを提供している。
- ・トラック中心の輸送形態から、鉄道・船舶を利用した輸送形態へ切り替えるモーダルシフトにより、CO₂排出削減に貢献する輸送サービスを提供している。

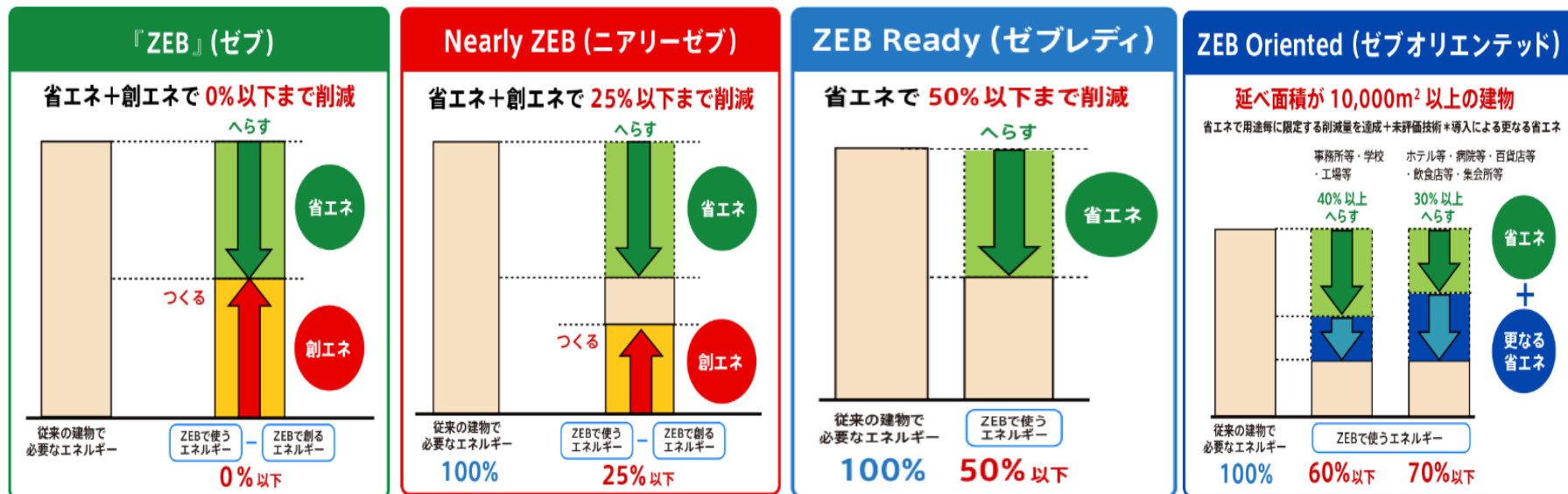
【参考HPなど】

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

(グリーン購入法.net 環境省HP)

番号	名称	対象事業者
5	エネルギー消費効率の高い建築物の導入	全ての事業者
実施の判断基準	①ZEBに適合した建築物、またはZEBに準拠した建築物を保有している。 ②ZEBに適合した建築物、またはZEBに準拠した建築物にテナントとして入居している。	
留意事項	・①又は②のうちいずれか1つを実施していること。 ・ZEBの категорияとして、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedも含む。 ・BELS認証の場合、エネルギー消費性能☆5以上を対象とする。 ・CASBEE横浜の場合、評価項目のうち建築物の省エネルギー性能がレベル3以上を対象とする。 ・実施状況の報告時点で対象となる建築物が完工していること。 ・横浜市内の事業所に限る。	

〇ZEB(Net Zero Energy Building:ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の定義



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

OBELS認証

建築物の省エネ性能を表示する**第三者認証制度の1つ**で、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が運営している。「BELS」は、同協会に登録された登録BELS機関が省エネ性能を客観的に評価。一次エネルギー消費量をもとに**6段階の星マーク**で表示している。

OCASBEE横浜

横浜市建築物環境性能表示制度のこと。室内環境、機能性、景観、エネルギー、環境負荷など、**建築物の総合的な環境性能を評価**したもの。レベル1～5の5段階で評価し、総合評価を【S、A、B+、B-、C】の5段階で行う。

【取組例】

- ・建築物を新築する際は、ZEB Ready以上とすることを会社の方針として掲げており、横浜市内にもZEBに適合した建築物を保有している。
- ・既存建物において、空調容量の最適化や、全熱交換器やLED照明の導入など、設備更新のみでZEB Ready認証を取得した。

【参考HPなど】

- ・ZEBについて
<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>(環境省 ZEB PORTAL)
- ・BELS認証について
<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>(一般社団法人 住宅性能評価・表示協会HP)
- ・CASBEE横浜について
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/casbee/>
(横浜市HP)

番号	名称	対象事業者
6	サステナブルファイナンスの実施	全ての事業者
実施の判断基準	①サステナビリティ・リンク・ローン又はグリーンローンの融資を受けている。 ②サステナビリティ・リンク・ボンド又はグリーンボンドの債券を発行している。	
留意事項	・①又は②のうちいずれか1つを実施していること。 ・親会社等の取組に自社が含まれている場合には、親会社等の取組でも可。	

○サステナビリティ・リンク・ローン

借り手が野心的かつ事前に定められたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)を達成することを奨励するローンのこと。借り手がサステナビリティに関する野心的な目標を掲げ取り組んでいること、また、環境・社会面で持続可能な経済活動の推進に関して積極的であることをアピールすることができる。

○グリーンローン

企業や地方自治体等が、**国内外の環境改善活動(グリーンプロジェクト)**に要する資金を調達する際に用いられる融資のこと。**調達資金の融資対象がグリーンプロジェクトに限定されている**ため、グリーンローンによる資金調達により、グリーンプロジェクト推進に関し積極的であることをアピールすることができる。

○サステナビリティ・リンク・ボンド

企業等の債券の発行体が事前に設定したサステナビリティ/ESG目標の達成状況に応じて、財務的・構造的に変化する可能性のある債券の総称。**借り入れた資金の使い道に制限はない。**

○グリーンボンド

企業等の発行体が、国内外の**適格な環境改善活動(グリーンプロジェクト)**に要する資金を調達するために発行する債券のこと。**調達した資金は、環境改善活動(グリーンプロジェクト)のみに限定される。**

【参考HPなど】

<https://greenfinanceportal.env.go.jp/>(環境省 グリーンファイナンスポータル)

番号	名称	対象事業者
7	LED照明の導入	全ての事業者
実施の 判断基準	①事業所に設置する照明器具をLED照明としている。	
留意事項	・事業所に設置する照明器具の100%をLED照明としていること。 ・横浜市内の事業所に限る。	

○横浜市におけるLEDの導入加速

公共施設へのLED等高効率照明の導入について、当初目標を2030年度までに100%とする。

⇒令和7年度横浜市予算案において、全ての公共施設のLED化に係る目標の前倒しを公表。

○一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入の2027年末までの廃止

令和5年10月にスイス・ジュネーブにて開催された、「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」で全ての一般照明用の蛍光灯について、2027年末までに製造及び輸出入の禁止が決定。

⇒今後、新規で製造などがされなくなり、在庫分の価格の上昇が予想されるため、計画的なLED導入が必要。

【参考HPなど】

<https://shift.env.go.jp/navi/measure>（環境省 SHIFT事業HP）

番号	名称	対象事業者
8	電力需給バランス調整への寄与	第1号、第2号 該当事業者
実施の 判断基準	①小売電気事業者やアグリゲーターが提供するDR(デマンドリスポンス)に参加し、DR対応を行った実績がある。 ②アグリゲーターが提供するVPP(Virtual Power Plant:仮想発電所)に参加している。	
留意事項	・①又は②のうちいずれか1つを実施していること。 ・②の場合、アグリゲーターとしての参加も可。 ・横浜市内の事業所に限る。	

○アグリゲーター

電力を使用する需要家が持つエネルギーリソースを束ね、**需要家と電力会社の間に立って**、電力の需要と供給のバランスコントロールや、各需要家のエネルギーリソースの最大限の活用に取り組む事業者のこと。**「特定卸供給事業者」と呼ばれる**。主な役割は以下の3点。

- ・**余剰電力の取引**⇒余剰電力を集めて電力会社に売却し、売却による利益の一部を発電事業者や需要家に還元。
- ・**電力需要の制限**⇒発電された電気を効率よく運用し、発電の無駄をなくすために個人や法人などの需要家に節電を促したり、遠隔から電力の制御を行う。
- ・**再エネなどの新たな電力需要の創出**⇒アグリゲーターが発電量と需要の管理・制御を実施することで、適切な量の再生可能エネルギー設備を運営することができ、結果として、再生可能エネルギーの普及促進につながる。

【取組例】

- ・アグリゲーターが実施する上げDRの要請に対応するために、自社の発電設備を稼働し、発電した電気を活用した。
- ・事業所の稼働時間を調整し、アグリゲーターからの下げDRの要請に対応した。
- ・災害時の避難場所となるスペースに蓄電池などの非常用電源を設置し、平常時はVPPとして運用している。

ODR(ディマンドリスポンス)

需要家側エネルギーリソースの保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させること。電力の需要(消費量)と供給(発電量)のバランスを保つことを目的とした取り組み。需要制御のパターンには、需要量を増やす「**上げDR**」と、需要量を減らす「**下げDR**」の2つのパターンがある。

上げ DR

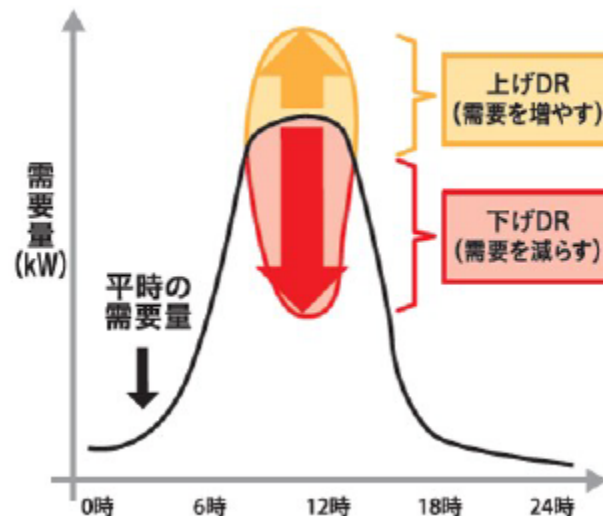
DR 発動により電気の需要量を増やします。

例えば、再生可能エネルギーの過剰出力分を需要機器を稼働して消費したり、蓄電池を充電することにより吸収したりします。

下げ DR

DR 発動により電気の需要量を減らします。

例えば、電気のピーク需要のタイミングで需要機器の出力を落とし、需要と供給のバランスを取ります。



資源エネルギー庁HPより

【参考HPなど】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/dr/list.html#k

(資源エネルギー庁HP ディマンド・リスポンス(DR)実施事業者一覧)

○需要制御の方法

①電気料金型(電気料金設定により電力需要を制御する)と、②インセンティブ型(需要家が電力会社などの要請に応じて電力需要の抑制等を行うことにより対価を得る)の2つに区分される。

電気料金型ディマンド・レスポンス

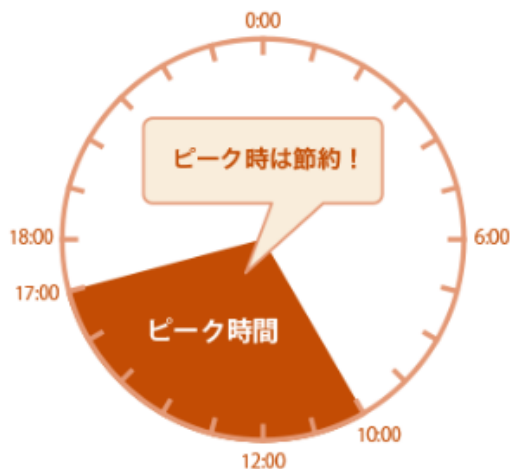
ピーク時に電気料金を値上げすることで、各家庭や事業者が電力需要の抑制を促す仕組み

メリット

比較的簡便であり、大多数に適用可

デメリット

時々の需要家の反応によるため、効果が不確実



インセンティブ型ディマンド・レスポンス (ネガワット取引)

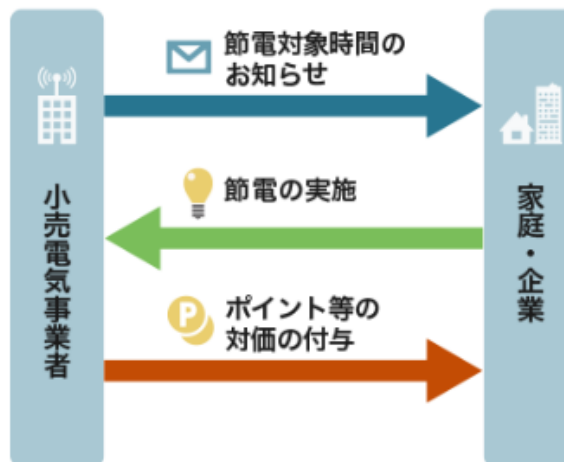
電力会社との間であらかじめピーク時などに節電する契約を結んだ上で、電力会社からの依頼に応じて節電した場合に対価を得る仕組み

メリット

契約によるため、効果が確実

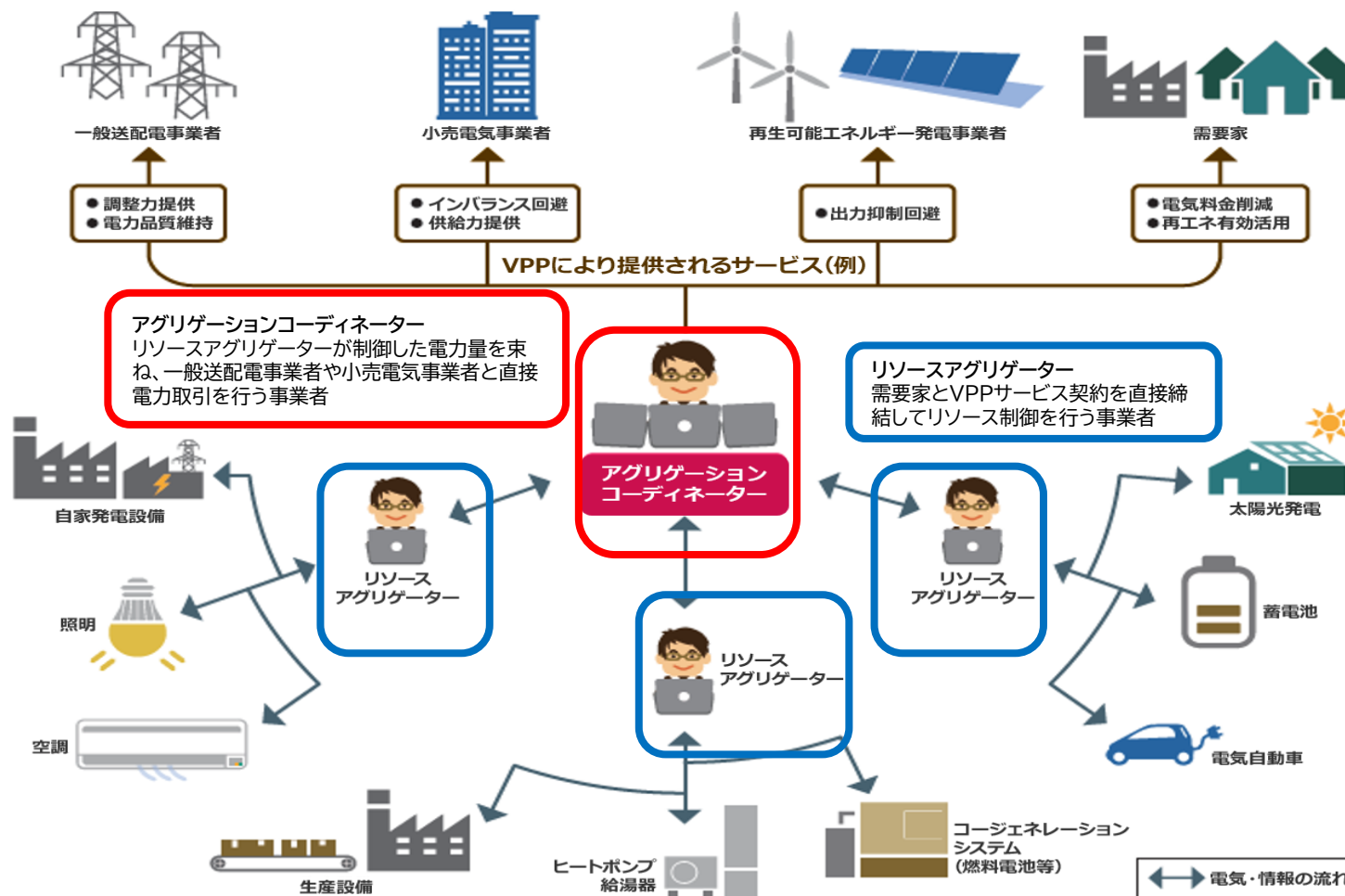
デメリット

比較的手間がかかり、小口需要家への適用が困難



OVPP(Virtual Power Plant:仮想発電所)

小規模の電源設備をまとめて管理し、全体として発電所のような機能を得るシステムのこと。



資源エネルギー庁HPより